

【重要：本ソフトウェアをご使用になる前に必ずお読みください】

本ソフトウェアをインストールして実行する前に、お客様（以下「甲」といいます）は、以下の『savic-net G5 向けエンジニアリングツールソフトウェア使用許諾契約書』（以下「本契約」といいます）をよくお読みください。

お客様が本契約の内容にすべて承諾いただける場合には、「同意する」をクリックしてください。「同意する」をクリックされた時点で、甲とアズビル株式会社（以下「乙」といいます）間で本契約は成立するものとし、甲による本ソフトウェアのご使用が可能となります。本契約にご承諾いただけない場合は、本ソフトウェアはご使用いただけません。その場合の本ソフトウェアの取り扱いにつきましては、お客様に本ソフトウェアを直接提供された本ソフトウェアの提供元にご相談ください。

savic-net G5 向けエンジニアリングツールソフトウェア使用許諾契約書

1. 適用

本契約は、乙の製造販売するシステム **savic-net G5**（以下「当該システム」といいます）向けエンジニアリングツールとして乙が提供するコンピュータ・ソフトウェア・プログラム（以下「許諾プログラム」といいます）およびドキュメント（以下許諾プログラムと合わせて「本ソフトウェア」といいます）に適用します。本ソフトウェアは、著作権及びその他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本ソフトウェアは使用許諾されるもので、本ソフトウェアにかかわる知的財産権を譲渡するものではありません。

2. 使用権の許諾

- 2.1 乙は、甲に対し、乙の指定した要件を満たす甲の所有する1台のパーソナルコンピュータにおいて、本ソフトウェアを使用する譲渡不能の非独占的な権利を許諾します。
- 2.2 本契約における使用権とは、許諾プログラムを実行して使用することをいいます。甲は、本ソフトウェアの変更、修正、結合、翻案または複製をしてはなりません。
- 2.3 甲は、乙の事前の書面による承諾なしに、本契約、本ソフトウェアまたはその使用権を第三者に販売、賃貸、貸与、頒布、譲渡したり、または再使用権を許諾しないものとします。
- 2.4 前項の規定にかかわらず、甲が本ソフトウェアを使用して実施する管理業務を第三者に委託するときは、乙はかかる第三者（以下「管理委託先」といいます）による本ソ

フトウェアの使用を甲による使用とみなし、これを承諾するものとします。ただし、甲は、甲の責任で本契約に定める甲の義務と同等の義務を管理委託先に課すものとし、万一、管理委託先が本契約に違反したときは、乙はかかる違反を甲による違反とみなすものとします。

- 2.5 第 2.3 項の定めにかかわらず、甲は、当該システムを第三者に譲渡する場合に限り、本契約に基づく甲のすべての権利を、当該譲渡を受ける第三者（以下「譲受人」といいます）に恒久的に譲渡することができます。ただし、この場合、甲は、本ソフトウェアの複製物を保有することはできず、本ソフトウェアのすべてを譲受人に譲渡し、譲受人が本契約に同意することを条件とします。
- 2.6 本ソフトウェアの使用許諾は、甲に、乙の会社名、製品名、商標、サービスマークに関連した権利の使用を許諾するものではなく、甲はこれらの使用をすることはできません。

3. オープンソースソフトウェア

本ソフトウェアには、本契約の定めと異なる定めを適用を受けるオープンソースソフトウェアが含まれます。オープンソースソフトウェアには、オープンソースソフトウェアの使用許諾条件が本契約に優先して適用されます。オープンソースソフトウェアの使用許諾条件は、本ソフトウェアのインストールキット内の **OpenSourceSoftwareLicenseText.pdf** に掲載されています。対応するソースコードは、本ソフトウェアのインストールキットから入手できます。

4. 本ソフトウェアの保護

- 4.1 甲は、本ソフトウェアの内容、利用方法を甲の限定した従業員（管理委託先の限定した従業員を含む。以下同じ）以外に開示、漏洩しないこととします。
- 4.2 許諾プログラムに含まれる一切の技術、アルゴリズム、プロセスおよび関連ドキュメントは、乙の企業秘密であり、甲はいかなる理由においても甲の限定した従業員以外にこれらを開示、漏洩しないこととします。
- 4.3 甲は、いかなる理由においても、本ソフトウェアにつき逆アッセンブル、逆コンパイルなどのリバース・エンジニアリングを行わないこととします。

5. 知的財産権

- 5.1 本契約は、本ソフトウェアの所有権を甲に移転するものではなく、本ソフトウェアに係るすべての特許権、商標権およびノウハウに関する権利は乙に帰属します。
- 5.2 甲は、本ソフトウェア、またはパーソナルコンピュータ上に表示された乙の著作権を示す記号または文字等を除去しないものとします。

6. 保証期間

本ソフトウェアの保証期間は、乙による本ソフトウェアの引渡後 12 ヶ月間とします。

7. 保証の内容

- 7.1 乙は、乙の定める適切な環境条件で甲が使用する場合につき、本ソフトウェアが、甲に対して提供した乙のドキュメントの仕様通りに稼動することを保証致します。
- 7.2 保証期間内に、本ソフトウェアに、乙の責に帰すべきと判断された、仕様との不適合が発見された場合は、乙は無償で本ソフトウェアの修復または回避策の提案をするものとします。ただし、不適合の原因が第三者のソフトウェアにあり乙が万一修復または回避策が取れない場合は、これに代えて甲に対しての注意事項を通知すれば足りるものとします。
- 7.3 本ソフトウェアの不適合が下記の事由に起因する場合には、本項の保証の対象範囲から除外させていただきます。
- (1) コンピュータ・ウィルス、不正アクセス等、許諾プログラムまたはパーソナルコンピュータのセキュリティの脆弱性による場合
 - (2) 事故および災害による場合
 - (3) 甲の誤用、改造あるいは機能付加による場合
 - (4) 乙の所定条件に合致しない稼働環境で使用された場合
 - (5) 乙または乙の指定する第三者以外の者による、当該システムに対するサービスの提供もしくは変更がなされた場合
 - (6) 他のソフトウェアの影響による場合その他乙の責に帰すべき事由以外により生じた本ソフトウェアの不適合の場合
- 7.4 乙のドキュメント等による明示の保証の有無にかかわらず、第 7.1 項および第 7.2 項を乙の唯一の保証責任とします。当該保証責任を除き、かつ、法が許す限り、乙は本ソフトウェアの商品性および特定の目的に対する適合性、正確性、完全性、有用性、使用結果、瑕疵の不存在、コンピュータ・ウィルスの不存在、権利侵害の不存在、その他本ソフトウェアにつき、一切の保証を行いません。

8. 損害賠償の制限

乙は、いかなる場合においても、許諾プログラムの使用または使用不能および本契約に関して甲または第三者に生じる損害（逸失利益、付随的、通常、特別あるいは結果的な損害を含みますが、これらに限定されません）について、当該損害発生の可能性につき乙が認識していたか否かを問わず、一切責任を負わないものとします。

9. 輸出管理

本ソフトウェアは、日本国の輸出に関する規制の対象となります。甲は、直接、間接を問わず、本ソフトウェアに適用される日本国「外国為替及び外国貿易法」その他、国内外の関係する法律、規則等を遵守することとします。また、甲は、直接、間接を問わず、本ソフトウェア、サービスまたは技術を化学・生物・核兵器またはミサイルの設計、開発、製造、保管または使用に関わる用途のため自ら使用し、または第三者に使用させてはなりません。甲は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、甲の責任でこれを解決するものとしします。

10. 契約解除

- 10.1 甲は、自ら本ソフトウェアの使用を中止することにより本契約をいつでも終了させることができます。
- 10.2 乙は、甲が本契約の条項に違反し、乙からその是正を求める通知書を受け取った日から 14 日以内にその違反を是正しなかった場合、乙は本ソフトウェアの使用停止と本契約の解除を通知し、本契約の解除ができます。
- 10.3 本契約が終了、又は解除された場合、甲は速やかに許諾プログラムの使用を停止し、可能であれば本ソフトウェアをアンインストールすると共に、本ソフトウェアの記憶媒体を、乙の指示に従い返還又は破棄するものとしします。
- 10.4 本契約終了または解除後といえども第 4 項および第 5 項の規定は引き続き効力を有することとします。

11. その他

- 11.1 本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関連する一切の紛争は、被告の住所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとしします。
- 11.2 乙は、本ソフトウェアを必要に応じ、甲への予告なく変更する場合があります。
- 11.3 本契約は本ソフトウェアに関する完全合意をなすものとし、本契約締結以前に甲乙間でなされたすべての交渉、広告、表示等にとって代わるものとしします。本契約は、乙の書面による同意なく修正、変更されないものとしします。